

調整手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 28 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 21 号

調整手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

調整手当に関する規則の一部を改正する規則（平成 18 年岩手県人事委員会規則第 26 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>2 平成22年3月31日までの間における一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）第28条の2第2項各号及び市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号）第23条の2第2項各号の人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる地域の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 東京都の特別区に属する地域 <u>100分の14</u></p> <p>(2) <u>名古屋市及び大阪市</u>に属する地域 100分の12</p> <p>(3) <u>さいたま市、千葉市及び福岡市</u>に属する地域 <u>100分の8</u></p> <p>(4) 仙台市に属する地域 <u>100分の5</u></p> <p>(5) <u>豊田市</u>に属する地域 <u>100分の4</u></p> <p>(6) [略]</p> <p>3 平成22年3月31日までの間における一般職の職員の給与に関する条例第28条の3の人事委員会規則で定める割合は、<u>100分の12</u>とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>2 平成22年3月31日までの間における一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）第28条の2第2項各号及び市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号）第23条の2第2項各号の人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる地域の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 東京都の特別区に属する地域 <u>100分の16</u></p> <p>(2) <u>大阪市</u>に属する地域 <u>100分の13</u></p> <p>(3) 名古屋市に属する地域 100分の12</p> <p>(4) <u>さいたま市</u>に属する地域 <u>100分の10</u></p> <p>(5) 千葉市及び福岡市に属する地域 <u>100分の9</u></p> <p>(6) 仙台市及び<u>豊田市</u>に属する地域 <u>100分の6</u></p> <p>(7) [略]</p> <p>3 平成22年3月31日までの間における一般職の職員の給与に関する条例第28条の3の人事委員会規則で定める割合は、<u>100分の13</u>とする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。